区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年九月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人岩手県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	武藤　功、佐藤　和憲

(2)　変更年月日　平成二十三年六月一日

○東北地方整備局告示第百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人秋田県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	坂田　昌平、鈴木　剛
変更後	佐々木淳一、三浦　源蔵

(2)　変更年月日　平成二十三年五月三十一日

○東北地方整備局告示第百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人ふくしま建築住宅センター
三(1)　名称の変更

変更前	財団法人ふくしま建築住宅センター
変更後	一般財団法人ふくしま建築住宅センター

(2)　変更年月日　平成二十三年四月一日

○東北地方整備局告示第百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者等の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社山形県建築サポートセンター
三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	日原　元子
変更後	小松久兵衛

(2)　変更年月日　平成二十三年六月七日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	日原　元子
変更後	小松久兵衛

(2)　変更年月日　平成二十三年六月七日